

### 第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成22年度末までに144件の不服の裁定事件が係属し、141件が終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表2-3-1、付録4（157ページ）参照）。

平成22年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、同年度に受け付けた3件である（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成23年3月31日現在）

（単位：件）

| 関係法律      | 処分区分 | 認 容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 計   |
|-----------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 鉱 業 法     |      | 1   | 12  | 4   | 14  | 31  |
| 採 石 法     |      | 4   | 16  | 0   | 22  | 42  |
| 森 林 法     |      | 0   | 1   | 3   | 3   | 7   |
| 農 地 法     |      | 0   | 1   | 1   | 0   | 2   |
| 海 岸 法     |      | 0   | 1   | 0   | 2   | 3   |
| 自 然 公 園 法 |      | 0   | 5   | 0   | 3   | 8   |
| 河 川 法     |      | 0   | 1   | 1   | 0   | 2   |
| 砂 利 採 取 法 |      | 5   | 11  | 5   | 15  | 36  |
| 都 市 計 画 法 |      | 0   | 7   | 0   | 1   | 8   |
| そ の 他     |      | 0   | 0   | 2   | 0   | 2   |
| 計         |      | 10  | 55  | 16  | 60  | 141 |

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成23年3月31日である。

2 関係法律が2以上重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

（資料）公害等調整委員会事務局

表 2-3-2 平成22年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

| 事件番号                | 事 件 名                                      | 申 請 人<br>(参加申立人) | 処 分 庁                   | 申 請<br>(参加申立)<br>受付年月日 | 処理状況 |
|---------------------|--|------------------|-------------------------|------------------------|------|
| 平成22年<br>(フ)<br>第1号 | 青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件        | 青森県業者<br>1社      | 青森県<br>下北地<br>域県民<br>局長 | 平成<br>22. 4. 20        | 係属中  |
| 平成22年<br>(フ)<br>第2号 | 熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件     | 熊本県業者<br>1社      | 熊本県<br>知事               | 平成<br>22. 9. 2         | 係属中  |
| 平成22年<br>(フ)<br>第3号 | 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 栃木県業者<br>1社      | 栃木県<br>知事               | 平成<br>22. 12. 16       | 係属中  |

(資料) 公害等調整委員会事務局

## 第1節 係属中の不服の裁定事件

平成22年度に係属している不服の裁定事件は、次のとおりである。

### 1 青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (平成22年(フ)第1号事件)

#### (1) 原処分の概要

青森県下北地域県民局長は、申請人からされた青森県下北郡東通村地内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成21年2月17日付けで、不認可の処分を行った。

#### (2) 申請の概要

処分庁は、本件土地所有者らのうち1人の同意がないことを理由に不認可の処分を行ったが、申請人は、ほかの共有者全員の同意があるのだから賃貸借契約に基づく砂利の採取について要件を満たしているとして、平成22年4月20日付けで、同処分の

取消しを求めて裁定を申請した。

### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成22年5月19日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催し審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年4月20日 裁定申請受付

5月19日 裁定申請書の副本を処分庁に送達

平成23年2月28日 第1回審理期日

## 2 熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成22年(フ)第2号事件)

### (1) 原処分の概要

熊本県知事は、申請人からされた熊本県天草市有明町大浦地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成22年7月22日付けで、不認可の処分を行った。

### (2) 申請の概要

申請人は、県の定めた計画に基づく当該地域の砂利採取限度量の超過などを理由にした不認可処分はその理由がいずれも砂利採取法第19条所定の基準に該当せず、違法であるとして、平成22年9月2日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成22年10月15日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年9月2日 裁定申請受付

10月15日 裁定申請書の副本を処分庁に送達

## 3 栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成22年(フ)第3号事件)

### (1) 原処分の概要

栃木県知事は、申請人からされた栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内に係る砂利採取法第16条に基づく砂利採取計画認可申請に対し、平成22年10月20日付けで、不認可の処分を行った。

### (2) 申請の概要

処分庁は、砂利採取後の利用目的が公共の福祉に反するとして不認可の処分を行ったが、申請人は、内閣府令に基づく基準に則って射撃場を運営するものであり、他人に危害を及ぼし、公共の福祉に反するものではないとして、平成22年12月16日付けで、同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成23年1月24日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成22年12月16日 裁定申請受付

平成23年1月24日 裁定申請書の副本を処分庁に送達